

5 , 新しい人権

1、「新しい人権」とは

憲法に規定されていないが、「個人の生存・人格にとって不可欠な利益」と考えられる利益・権利を「新しい人権」として保障する。憲法上の根拠として憲法13条「幸福追求権」が用いられる。いろいろな内容をふくむことができるため「包括的基本権」ともいう。

現代では、いろいろな利益（主張）について、権利として主張されることが多い（環境権、嫌煙権、眺望権、平和的生存権など）。裁判で具体的な権利として承認されている「新しい人権」としてプライバシーの権利、肖像権、人格権がある。

3 , プライバシーの権利

(1)「私生活をみだりに公開されない権利」

三島由紀夫『宴のあと』事件

三島由紀夫の書いた小説「宴のあと」のモデルとなった人がプライバシー侵害だとして、慰籍料と謝罪広告をもとめた。

柳美里『石に泳ぐ魚』事件

東京高裁判決 2001（平成13）年2月15日判例時報1741号68頁

最高裁第三小法廷判決 2002年（平成14年）9月24日

名誉等の侵害に基づく小説の出版等の差止めが認められた事例

(2)「みだりにその容貌、姿態を撮影されない自由」(肖像権)

京都府学連事件最高裁判決で「肖像権」が裁判上、認められた。

現在、問題になっている事例

「自動速度撮影監視装置（オービス3）」は肖像権を侵害するか

最高裁判決 1986（昭和61）年2月14日刑集40巻1号48頁

「Nシステム（自動ナンバー読み取り装置）」

東京地裁判決 2001（平成13）年2月6日判例時報1748号144頁

大阪愛隣地区防犯カメラ事件

大阪地裁判決 1994（平成6）年4月27日判例時報1515号116頁

(3)「自分に関する情報を自分で管理する権利」

前科照会事件

「前科・犯罪経歴は人の名誉、信用にかかわり、これをみだりに公開されないのは法律上の保護に値する利益」(最高裁 1981(昭和 56)年 4 月 14 日・民集 35 卷 3 号 620 頁)

個人情報保護法(2003 年制定)、行政機関の保有する個人情報保護法(同年制定)および各地方自治体の情報公開条例

- ・ 個人情報につき閲覧する権利、訂正する権利、利用の停止を求める権利
- ・ 行政機関等に対しては個人情報の外部提供の禁止、目的外利用の禁止を定める
- ・ 苦情申し立て制度(個人情報保護審査会)の整備

(4) 自己決定権

エホバの証人輸血拒否事件

東京高裁判決 1998(平成 10)年 2 月 9 日判例時報 1629 号 34 頁

「(患者の)同意は、各個人が有する自己の人生のあり方(ライフスタイル)は自らが決定するという自己決定権に由来するものである」

髪型についての自己決定

「丸刈り強制は許されるか」=熊本地裁判決 1985(昭和 60)年 11 月 13 日判例時報 1174 号 48 頁

「女子高校生に対するパーマ禁止校則は許されるか」=最高裁判決 1996(平成 8)年 7 月 18 日判例時報 1599 号 53 頁

4、「知る」権利

民主制の基礎として、主権者たる国民(この場合、成人の日本国籍保持者に限らない)は、国政などについて十分な判断材料をうけとる権利をもつと考えられている。

情報公開法(国の行政機関が対象)

情報公開条例(地方自治体が対象)

報道機関は、国民の「知る権利」を保障するために報道の自由・取材の自由をもつと説明される。博多駅テレビフィルム提出命令事件

5、環境権

何人も健康で良好な環境に居住する権利をもっている、という考え方。具体的な権利としては、空港騒音公害訴訟、新幹線騒音公害訴訟、公共事業差し止め訴訟などで原告・住民の権利として主張されている。しかし、裁判所は「権利の内容がはっきりしない」ことを理由にまだ認めていない。そのかわりに、個人の権利としては「人格権」として承認されている。